

8. 生徒心得

1. 登下校

- (1) 登下校の時間を厳守する(8時30分始業・朝読書)。遅刻をしてはならない。また、定められた下校時刻(午後4時40分)を越えて、学校内に残ってはならない。
- (2) 登校後は終わりのショートホームルーム(SHR)終了まで外出できない。ただし、やむを得ない場合は外出許可を受ける(本手帳所定欄に記入)。
- (3) 無断で早退してはならない。担任の許可を得てから早退する。
- (4) オートバイ、自動車等による通学は禁止する。また、保護者や知人による送迎も禁止する。ただし、やむを得ない場合は許可を受ける。
- (5) 休日の登校は禁止する。ただし、前日までに願い出て担当教員の監督がある場合は許される。
- (6) 部活動・委員会活動・生徒会活動・その他の活動で、定められた下校時刻を過ぎて活動を継続する計画がある場合は、当日の昼休みが終了するまでに職員室のホワイトボードに必要事項を記入し届け出なければならない。

2. 美化・清掃

- (1) 学習環境の整備は、健康な学校生活を送り、学習効果を上げるためにも大切である。常に校舎内外の美化・清掃を心がけること。また、清掃当番を放棄してはならない。
- (2) 食事はマナーを守り、出たゴミは必ず分別してゴミ箱へ捨てる。

3. 日直

- (1) 各クラスの日直は輪番で担当し、ホームルーム活動が円滑に進むように努める。教室移動の際は、窓を閉め、消灯し、冷暖房のスイッチを切る。
- (2) 換気を行い、黒板をふき、黒板ふきクリーナーできれいにしておくなど、教卓・教壇のまわりのゴミ拾いなどをして環境整備をする。
- (3) 日直日誌を記入し、担任に提出する。

4. 制服規定

自校に対する帰属意識を高め、学校のイメージアップをはかり、公式行事等での集団行動を考慮し、以下の制服を規定する。なお、気温や季節に応じて、冬用・夏用を着用する。(衣替えはない)

(1) 制服A (通年可)

学校指定詰襟学生服、学校指定スラックス、および学校指定(校章刺繍入り)白ワイシャツ(長袖または半袖)、紺ソックス(く

るぶしソックスは禁止)

(2) 制服B (通年可)

学校指定セーラー服，学校指定スカート
または学校指定スラックス，学校指定リボン，
学校指定（校章刺繍入り）紺ソックス
（ロングまたはショート）

(3) セーター・カーディガン（希望者のみ）

セーターまたはカーディガンを着用する
場合は，学校指定のものに限り認める。

(4) 靴下・黒タイツ

体育の授業時間やクラブ活動時間及び別
に定める行事では，学校指定ソックス以外
を着用することができる。

防寒用としてスカートの下に黒の単色無
地のタイツを着用することができる。た
だし，10月から3月までの着用とする。

(5) 靴

登下校時は，黒の革靴とする。ただし，
登校時に「荒天（大雨，大雪，風雪）等
により，通常の革靴での歩行が困難である
場合」の当日に限り，雨靴，雪靴の着用を
認める。ただし，装飾が無く華美でない
ものに限る。（運動靴を代用することは不可）

校内での上履きは，学校指定のもの
とする。

(6) コート（希望者のみ）

防寒用として着用する場合は，学校指定

ピーコートに限り認める。

(7) 靴

学校指定ボストンバッグまたは学校指定リュックとするが、入りきらない場合は、その他のカバン類を共にもつことは許容される。

(8) やむを得ない事情で、所定外の服装・靴を着用する場合は、生徒手帳の諸届にその旨を記入し、担任の許可を得ること。

(9) 制服の改造を行った場合は、あらためて制服を購入しなければならない。

(10) 式典に臨む際は、学校指定のピーコート、セーター、カーディガン、学校指定（校章刺繍入り）紺ショートソックス、黒タイツは着用しない。

5. 集会・掲示

(1) 学校内で行う集会は、学校の授業及び集会場所の使用上、支障の無い限り制限しない。生活厚生部に届け出ること。ただし、基本的人権を侵す内容、営利を目的としたものは認めない。

(2) 校内での掲示物及び配布物については、責任者の氏名及びその目的を明確にしたうえで生活厚生部に届け出ること。ただし、基本的人権を侵す内容、営利を目的としたものは認めない。責任者は掲示期間（原則1週間）が過ぎたら責任をもって取り外す

こと。

6. 禁止事項

- (1) 喫煙・喫煙具所持，飲酒，禁止薬物の所持(電子タバコ，ノンアルコール飲料等も含む)，法律に抵触するもの。
- (2) 窃盗，暴力，恐喝，いじめ（ネットいじめを含む），またはその扇動
- (3) 公共物の故意による破損
- (4) 売買の強要やカンパの強制，及びパーティー券に関わること一切
- (5) 定期考査・提出物(代筆など)の不正行為
※不正行為とみなされた場合，該当科目は0点となる。
- (6) 授業妨害，対教師暴言・暴力等
- (7) ネットワーク不正侵入，及びコンピュータに関する悪質な行為(ハイテク犯罪を含む)
- (8) オートバイ・自動車通学
- (9) 逸脱行為に同席
- (10) 遵守事項違反の繰り返し（指導無視）
- (11) その他，破廉恥または悪質な行為

7. 遵守事項

- (1) 1年次より常に面接試験に臨めるように，身だしなみ（頭髪，服装等）を整えること。
- (2) 定められた制服を正しく着用すること（制服の改造をしない）。
- (3) 化粧（マニキュア，ネイル，色つきのリッ

- プクリーム等含む) はしない。
- (4) 頭髪の染色, 脱色, パーマなどはしない。
 - (5) ピアス・ネックレス・指輪等, 装飾品は
つけない。(カラーコンタクトレンズを含
む)
 - (6) 法律により18歳未満の者が禁止されてい
る遊技類を使用してはならない。
 - (7) 無断欠席, 無断早退, 遅刻はしない(遅
刻は2年間で50回を超えると大学等の入試
において学校長の推薦を受けることができ
ない)。
 - (8) 学校に貴重品及び他人に迷惑をかけるよ
うな物品は持参しない。また, 教育の場に
相応しくない物品, ゲーム, 雑誌, ガムは
持参しないこと。
 - (9) 授業等で必要のないものを出したり使用
したりしない(携帯電話・携帯音楽プレイ
ヤーなど)。
 - (10) 授業等の妨げになる行為, マナーに反す
る行為をしない。
 - (11) 学校のコンセントを使用して個人の携帯
電話や端末の充電や家電製品などを使わな
いこと。
 - (12) 登校後の外出はしない。
 - (13) 他人の物品を無断で使用しない。また,
生徒間で物品の売り買いをしない。
 - (14) アルバイトの禁止(特別な場合を除く)。

- (15) 夜間徘徊の禁止。
- (16) 無届けでの自転車通学はしない。
- (17) その他，社会規範に照らして認められない行為はしない。

8. 自転車通学規定

- (1) 自転車通学を行うものは使用する自転車の防犯登録を必ず行い，別紙「自転車通学届」に防犯登録番号等必要事項を記入し，担任を通じて，生活厚生部に提出する。
通学用自転車登録番号が記載されたシールを車体の見やすい場所に貼ること。
- (2) 交通法規を遵守し，使用する自転車の整備点検を十分に行うこと。
- (3) 荒天等の場合は無理をせず，その他の交通機関を利用して登下校すること。
- (4) 車体は必ず所定の駐輪場に置き，施錠すること。

9. 生徒用ロッカー使用規定

- (1) 生徒一人に一枠割り当てる。公共のものとして使用すること。故意にロッカーを破壊した場合は修理代を生徒が負担する。
- (2) シール，ステッカー類を貼ったロッカーは使用禁止にする。
- (3) 鍵は，生徒各自が管理する。

10. 考査

- (1) 時間 S H R 8:45～ 8:55
第1時限 9:00～ 9:50

第2時限 10:10～11:00

第3時限 11:20～12:10

※科目によっては考查時間を変更することがある。

※考查期間中及び考查1週間前は、部活動禁止期間である。その間、職員室には入室できない。(成績会議前後も入室できない。) 考查時間割は考查開始1週間前に発表される。

- (2) 考查前日までに、机を1列ごとに離し、縦横を揃える。
- (3) 机の中を空にしておく。
- (4) 席は前の黒板に向かって右側、前から後ろに出席番号順に着席する。
- (5) 机上には筆記用具の他は置かない(ペンケースは不可)。不要な物は鞆にしまう。鞆はファスナーをしめ、椅子の下に置く。また、出題者の許可がない限り、計算機およびアラーム・辞書等がついている多機能の時計は使用できない。
- (6) 携帯電話、スマートウォッチ等の通信機器は電源を切り、鞆にしまう。
- (7) 下敷きは使用しない。事情により使用する場合は、試験監督の先生の許可を得ること。
- (8) 机には落書きを含めて何も書かれていないようにする。

- (9) 消しゴム等の物品の貸し借りをしない。
- (10) ひざ掛けは使用できない。
- (11) 私語は厳禁。何か用があるときは、挙手をして試験監督の指示を受ける。
- (12) 考査中は公正な態度で臨み、いやしくも不正な行為があってはならない。

11. 成績評定及び単位修得の認定

(1) 履修の認定

① 履修の認定条件

- (ア) 学年を通じての出席日数が、出席すべき日数の2/3以上であるとき。
- (イ) 学校の定める教育計画に従って学習し、当該科目の欠時数が法定時数の1/4以下であるとき。

※1・2学年は、期ごとに累計し一定欠時数を超えたとき、3学年は、1年間を通して一定欠時数を超えたときは、いかなる場合も評価はないものとする。

[未履修となる各学期欠時数一覧 (累計)]

単位数	法定時数	1学期	2学期	年間
1	35	3以上	7以上	9以上
2	70	7以上	14以上	18以上
3	105	10以上	21以上	27以上
4	140	14以上	28以上	36以上
5	175	17以上	35以上	44以上

② 法定時数

(単位数×35) 時間が法定時数である。

③ 科目の遅刻・早退の扱いについて

授業遅刻・早退3回で1時間の欠時とし、遅刻・早退1回はそれぞれ1/3時間とする。

遅刻とは、授業開始後15分以内に入室した場合をいい、この時間を超えた場合は欠時扱いとする。

早退とは、授業終了前15分以内に退室した場合をいい、この時間に満たない場合は欠時扱いとする。

その他の場合は遅刻・早退の扱いに準ずる。

(2) 単位修得の認定

① 科目の履修者で、科目の到達目標に達し、学年末の5段階評定で2以上の評定を得たとき。

② 本校留学規定により、認定されたとき。

(3) 評価及び評定

観点別学習状況の評価は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で、それぞれA、B、Cの3段階とする。

評定は、5、4、3、2、1の5段階とする。

12. 卒業及び進級の認定

次の各項の規定を満たす者の卒業及び進級を認定する。規定を満たさない者は原級留置

となる。原級留置となった者は、前年度の評定のいかんにかかわらず、原級学年に定められたすべての科目を履修し、所定の単位を修得しなおすものとする。その後の卒業及び進級については、留め置き後の学年の規定に従うものとする。なお、履修すべき科目とは、履修している全科目をいう。

(1) 進級

① 2年次への進級

(ア) 1年次において、履修すべきすべての科目を履修していること。

(イ) 1年次で、24単位以上修得し、かつ1年次の未修得科目が2科目以内であること。

② 3年次への進級

(ア) 2年次において、履修すべきすべての科目を履修していること。

(イ) 1・2年次の合計で、50単位以上修得し、かつ1・2年次の合計で未修得科目が3科目以内であること。

③ 卒業

1・2・3年次において、履修すべきすべての科目を履修し、74単位以上を修得した者

13. 気象に関する警報の発令等に伴う授業の取り扱い

1. 東京23区に警報（暴風，暴風雪，大雨，

大雪)が発令された場合

- (1) 午前6時00分までに警報解除の時，平常授業
- (2) 午前8時00分までに警報解除の時，3時間目から授業
- (3) 午前10時00分までに警報解除の時，5時間目から授業
- (4) 午前10時00分の時点で引き続き，警報が出ていたら，自宅学習

2. 警報が発令されていない場合または解除された場合でも，計画運休により交通機関の混乱が予想される場合または継続している場合

- (1) 前日に計画運休の発表があった場合，その日の午後9時を目途に，翌日の授業予定について『LINE公式アカウント』により配信する。
- (2) 当日は，午前8時を目途に，授業予定について『LINE公式アカウント』により配信する。
- (3) 交通機関の個別の事故等による遅延・運休等については除く。

3. その他

- (1) 登校の際は，安全に留意すること。
- (2) 気象状況悪化，交通機関混乱等による遅刻・欠席については，生徒の申し出を受け，事情を確認して配慮する。

14. 授業を受けるときの心得

- (1) ノーチャイム制を自覚し、定められた時刻には教室で定められた席に着く。その後移動しない。
- (2) 着席後の机の上には授業に必要なもののみ出しておく。(飲食物、携帯電話等は不可とし携帯電話は電源を切っておく。)
- (3) 自習時間には生徒はみだりに教室から出ることなく課題をこなし、授業終了後、係の者はまとめて定められたところに提出する。

15. 出欠の取り扱い

- (1) 欠席・遅刻する場合は、始業時間までに保護者が学校に電話で連絡する。
- (2) 公認欠席
次の場合は、公欠として出席扱いとする。
 - (ア) 入学試験等
 - (イ) 公式試合参加
 - (ウ) その他、特に学校が認めたもの
- (3) 忌引・出席停止

次の場合は、欠席扱いとせずに出席すべき日数から、その日数だけ差し引く。

① 忌引

日数は、次の日数とする。

- | | |
|--------------|----|
| ・ 父母 | 7日 |
| ・ 祖父母、兄弟、姉妹 | 3日 |
| ・ 伯叔父母、従兄弟姉妹 | 1日 |

ただし、旅行日数は加算することができる。

② 学校感染症による出席停止

本人の療養および学校での感染拡大を防ぐため、出席停止の扱いとなるため欠席にならない。ただしその扱いとするには医師の診断と証明書類が必要となる。

申請方法

- ・ 病院で感染症の診断を受けたら速やかに学校へ連絡する。
- ↓
- ・ 主治医が指示する期間、自宅療養する。
- ↓
- ・ 療養期間を経て登校できるようになったら、証明書類を準備し、担任へ提出する。

生徒手帳P.64・65にある「感染症による欠席届」を保護者が記入し、感染症の診断が出た日付と病院名が証明できる書類のコピーを添付する。

(例) 病院で発行された領収書
お薬手帳のコピー

学校において予防すべき 感染症と出席停止の期間

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで *左記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医やその他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医やその他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症（ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎など）	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する